

令和 2年 2月17日
北陸地方整備局

進む老朽化 求められるメンテナンス

～道路メンテナンス年報 北陸版(新潟県・富山県・石川県)を公表します～

- 5年に1度行う道路構造物の一巡目点検について、昨年8月にその結果をとりまとめた「道路メンテナンス年報」が国土交通省道路局より公表されました。
- 北陸地方整備局は、管轄する北陸3県(新潟県、富山県、石川県)の橋梁、トンネル等の道路構造物について、上記年報により詳細な分析を加えた「道路メンテナンス年報 北陸版(新潟県・富山県・石川県)」をとりまとめました。
- 分析の結果、北陸3県の橋梁、トンネル及び道路附属物の判定区分Ⅲ(早期措置段階)は、いずれも全国平均を上回っており、各道路管理者は点検結果等を踏まえた計画的なメンテナンスを実施してまいります。

〈ポイント〉

1. 北陸3県の道路構造物の実態

- 北陸3県の道路構造物では橋梁が約45,000橋と最も多く、これらの約9割(約40,000橋)を地方公共団体が管理。
- 建設後50年以上の橋梁の割合は約28%で、10年後には約52%に急増。

2. 北陸3県の点検結果

- 橋梁:構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずるべき状態である判定区分Ⅲの割合は15%であり、全国より5ポイント高い。
北陸は海岸線が長く、冬期風浪もあり飛来塩分による塩害の影響を受ける地域が多いなど厳しい環境下にあること、及び積雪寒冷地であるため凍結防止剤の散布等により橋梁の損傷程度が大きい割合が高い状況です。
- トンネル:判定区分Ⅲ(早期措置段階)は66%で、全国より25ポイント高い。
- 道路附属物:判定区分Ⅲ(早期措置段階)は36%で、全国より21ポイント高い。

道路メンテナンス年報 北陸版は、以下ホームページにてご覧頂けます。

<http://www.hrr.mlit.go.jp/road/roukyuukataisaku/index.htm>

〈問い合わせ先〉

○:主な問合せ先

- 北陸地方整備局 道路部 Tel.025-280-8880(内 4121)
 - 道路保全企画官 木村 祐二(きむら ゆうじ)
- 北陸地方整備局 新潟国道事務所 Tel.025-244-2159(内 303)
 - 総括保全対策官 羽深 圭一(はふか けいいち)
- 北陸地方整備局 富山河川国道事務所 Tel.076-443-4724(内 308)
 - 総括保全対策官 林 正樹(はやし まさき)
- 北陸地方整備局 金沢河川国道事務所 Tel.076-233-9632(内 308)
 - 総括保全対策官 山下 忠男(やました ただお)

〈同時発表記者クラブ〉

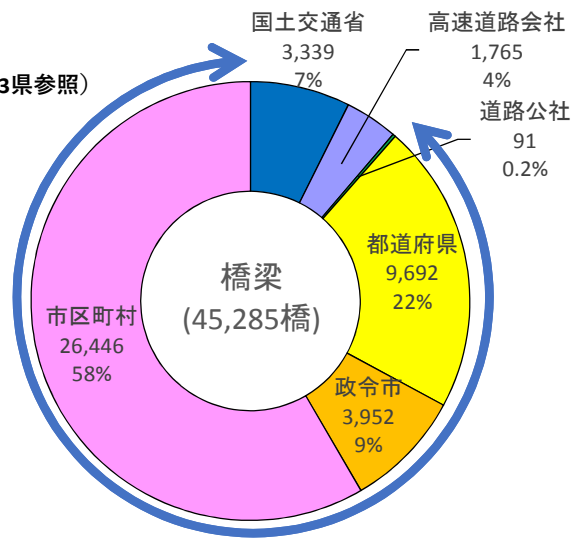
- 新潟県政記者クラブ 新潟県政記者クラブ 新潟県内専門紙
- 富山県政記者クラブ 富山県内専門紙 石川県政記者クラブ 石川県内専門紙

北陸3県の道路構造物の実態

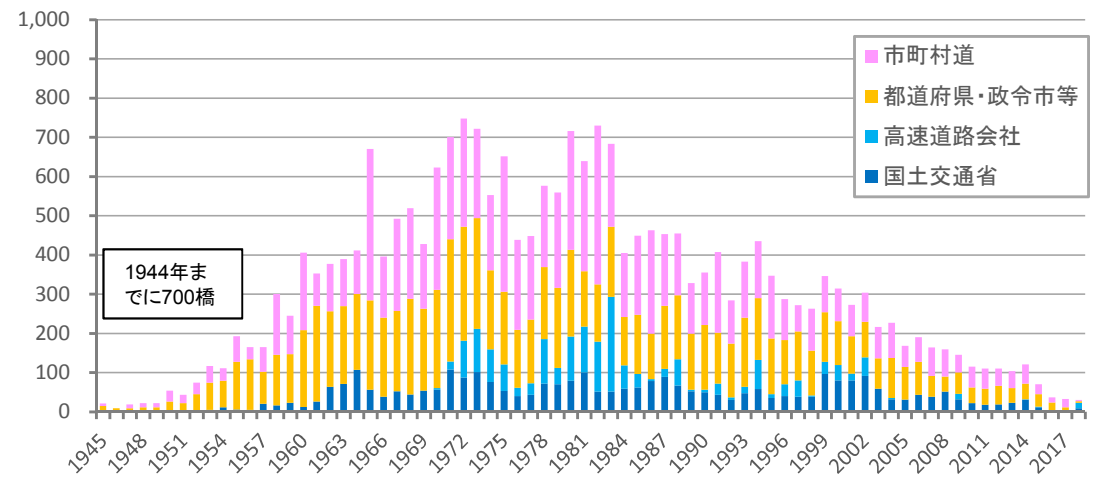
- 北陸3県の道路構造物のうち橋梁数が多く約45,000橋あり、うち約9割(約40,000橋)を地方公共団体が管理。
- 建設後50年を経過した橋梁の割合は、現在約28%(約6,700橋)に対し、10年後には約52%(約13,000橋)にまで急増するなど計画的・効率的なメンテナンスサイクルの構築が必要な状況。
- 平成26年度以降5年間(一巡目)の点検の実施は概ね完了。(橋梁で99.8%、トンネルで98.0%、道路附属物等で99.9%)

○管理者別橋梁数 (道路メンテナンス年報北陸版 P.55 北陸3県参照)

**地方公共団体管理
40,181橋**

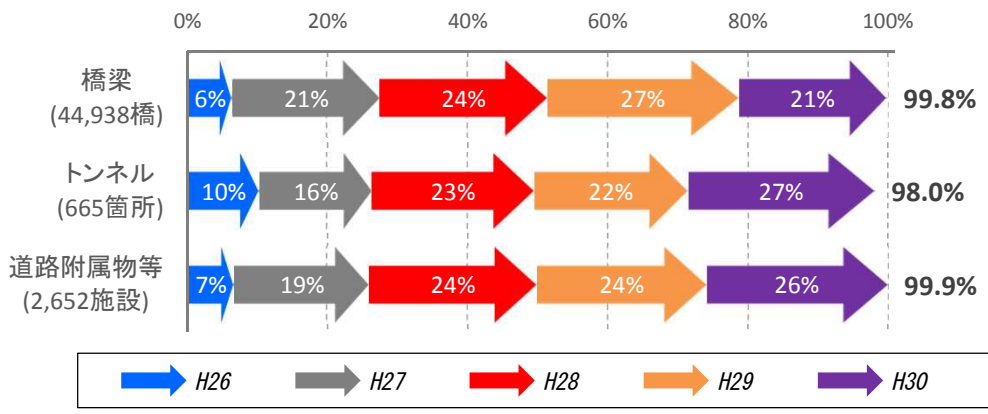


○建設年度別橋梁数 (道路メンテナンス年報北陸版 P.57 参照)

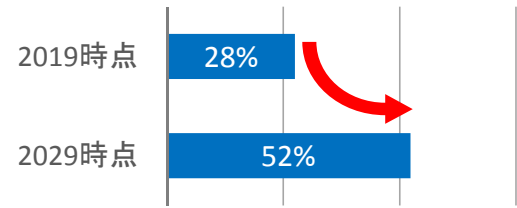


※古い橋梁など記録が確認できない建設年度不明橋梁(約1万7千橋)は除く

○点検実施状況 (道路メンテナンス年報北陸版 P.3 北陸3県参照)



○建設後50年を経過した橋梁の割合 (道路メンテナンス年報北陸版P.57 参照)



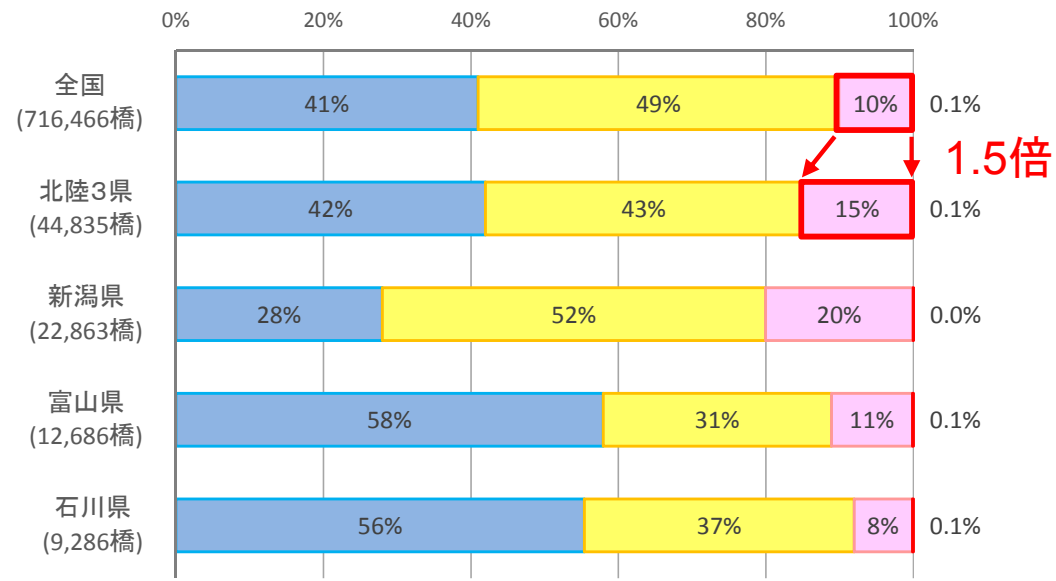
※古い橋梁など記録が確認できない建設年度不明橋梁(約1万7千橋)は除く

北陸3県の点検結果・措置の状況

- 北陸3県の橋梁において判定区分Ⅲ（早期措置段階）の割合が15%と、全国の10%と比べ1.5倍高い。
- 塩害の影響地域にある橋梁は、塩害の影響地域以外と比べて判定区分Ⅲの割合が高い傾向。
- 予防保全型の修繕（判定区分Ⅱの修繕）に着手した割合は、事後保全型の修繕（判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕）の修繕よりも低い状況。

○橋梁の判定区分の割合

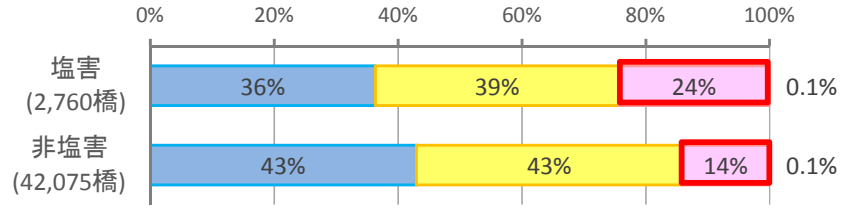
（道路メンテナンス年報北陸版 P.7 北陸3県参照）



区分	状態
I 健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II 予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III 早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV 緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

○塩害の影響（橋梁）

（道路メンテナンス年報北陸版 P.73 北陸3県参照）



○修繕着手状況（橋梁）

（道路メンテナンス年報北陸版 P.48,49 北陸3県参照）

判定区分Ⅲ・Ⅳの橋梁

	修繕が必要な施設数 A	修繕に着手済施設数 B	修繕に着手済施設数 C	修繕完了済施設数 D	着手率 (B/A) / 完了率 (D/A)				
					0%	20%	40%	60%	80%
国土交通省	133	122	75	36	27%				92%
高速道路会社	210	71	63	31	15%	34%			
地方公共団体計	6,353	1,962	1,303	833	13%	31%			
都道府県・政令市等	2,760	1,280	836	497	18%	46%			
市町村	3,593	682	467	336	9%	19%			

判定区分Ⅱの橋梁

	修繕が必要な施設数 A	修繕に着手済施設数 B	修繕に着手済施設数 C	修繕完了済施設数 D	着手率 (B/A) / 完了率 (D/A)				
					0%	20%	40%	60%	80%
国土交通省	981	443	166	137	14%	45%			
高速道路会社	1,402	264	185	101	7%	19%			
地方公共団体計	16,752	527	434	310	12%	3%			
都道府県・政令市等	6,101	278	243	147	2%	5%			
市町村	10,651	249	191	163	12%	2%			

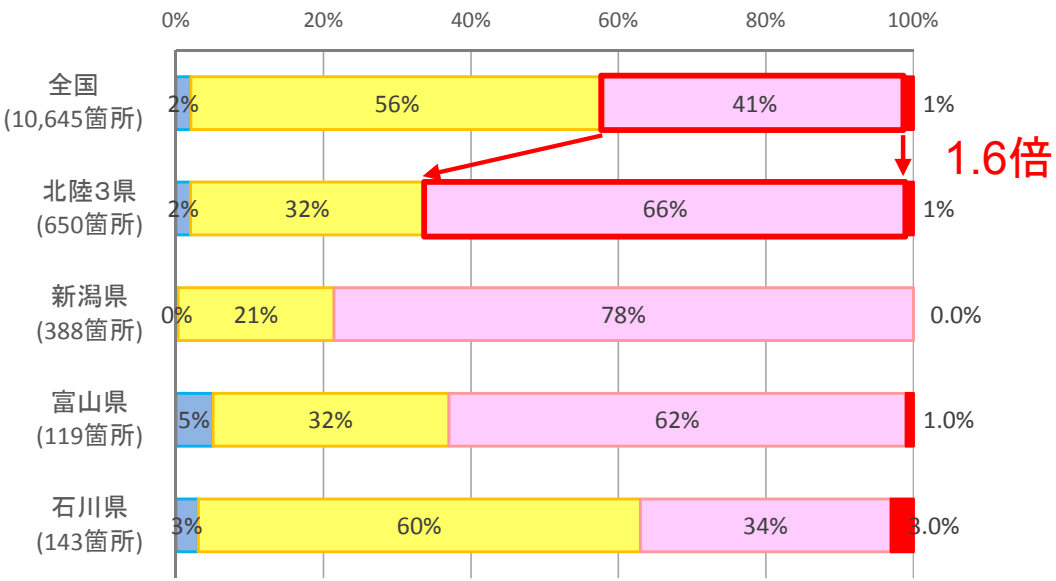
※令和元年9月末時点

北陸3県の点検結果・措置の状況

○北陸3県のトンネルにおいて判定区分Ⅲ（早期措置段階）の割合が66%と、全国の41%と比べ1.6倍高い。
 ○北陸3県の道路附属物等において判定区分Ⅲ（早期措置段階）の割合が36%と、全国の15%と比べ2.4倍高い。

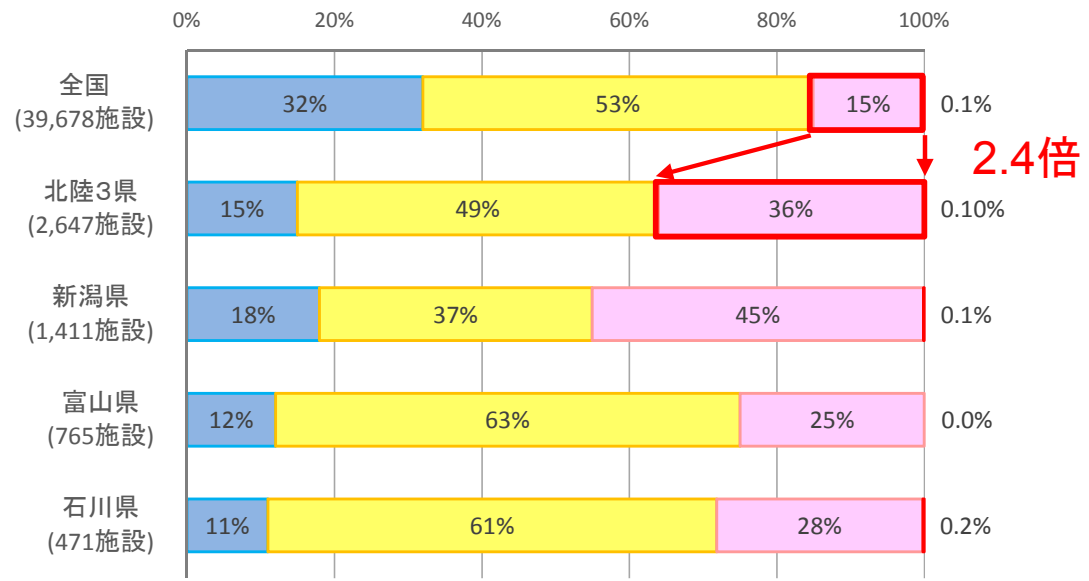
○トンネルの判定区分の割合

(道路メンテナンス年報北陸版 P.7 北陸3県参照)



○道路附属物等の判定区分の割合

(道路メンテナンス年報北陸版 P.7 北陸3県参照)



区分	状態
Ⅰ 健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
Ⅱ 予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
Ⅲ 早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
Ⅳ 緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。